

検討委員会からのお知らせ

- ・ FMC やブリッジ等の歯冠修復物を仮着した時の仮着セメントは実態に応じて算定可ですが、補管期間中の仮着セメント料の算定は不可です。

仮着セメント料が同月に多数回算定される場合にはその旨の摘要欄記載をお願いします。

- ・ 前歯を含むブリッジの試適算定時のリテーナーの仮着セメントの算定は1回のみ可です。
(令和4年度4月版 歯科点数表の解釈 P360 (5) 参照) リテーナーの装着に用いた仮着セメント料は、リテーナー装着に係る算定と同時点のものに限る。また、必要があつてブリッジの試適を行った場合のリテーナーの再装着についても同様とする。

- ・ 算定間隔について日で考える場合、月で考える場合いずれも大半は再度初診が起これば、新たな算定が可能です。ただし、以下のものについては再度初診が起きても制約を受けますのでご注意ください。

①クラウン・ブリッジ維持管理料を算定した部位に対し2年以内の新たな歯冠補綴物やブリッジの作製は原則不可(ただし同一初診中であっても2年経過すれば算定可)

②有床義歯新製時の印象から6月以内の新たな義歯の作製は原則不可

③有床義歯装着から6月以内の床修理、床裏装は所定点数の50/100での算定

④床裏装(軟)の算定から6月以内(中5月)のT-condの算定は不可